

議 事 録

令和7年7月10日

開催場所	伊賀市役所本庁5階 501会議室	13:30～15:30
会議名	第25回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 藤室 松永 川口(←) 中原	
	福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 橋本 折戸 喜多 西口	
	(計21名)	
欠席者	川口(貞)	
欠席者	吉岡 喜久永 大田 西尾	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	
議 事		
議長	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。 農業新聞を見ていたんですが、カメムシの発生について要警戒という記事を見ました。皆さんも注意していただき、対処の方よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>もう、既にご承知されていると思いますが、西口委員さんにつきましては、6月22日付でいがふるさと農業協同組合の組合長に就任されましたので、報告させていただきます。それでは、西口委員さんから一言ご挨拶をお願いいたします。</p>	
西口委員	<p>それでは、貴重な会議の時間をお借りいたしまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>只今、ご紹介いただきましたように、今回、いがふるさと農協の組合長に就任させていただきました西口でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。</p> <p>もとより、尖閣微細の技量ではございますけど、農業にかける思ひは、やはり伊賀米、そして畜産、また園芸作物、これらをしっかりと振興させ、そしてこの伊賀の産物のブランド力を高めた中で農業生産の拡大、更には、農業者の方の所得を増大させたいと、こういう強い思ひで今後、事業を進めて参りたいと思ひます。</p> <p>更に伊賀の地域を元気に活性化させていく一助になればと思っております。</p> <p>どうぞ皆様方には、今後ともこの当委員会を通じた中にも、更に緊密に連携を図った中で、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>今後とも皆様方には変わらぬご支援、ご指導のほどをお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>	
一同	(拍手)	
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私も平成26年に就任させていただいた時からいっしょにやらしていただきましたが、非常にキレル方なので、頑張りたくと思ひます。</p>	
議長	それでは、総会の成立報告を事務局からお願ひいたします。	
事務局	<p>委員総数24名中、現在21名の委員の出席をいただいております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。</p>	
議長	次に今回の総会日程は、本日1日といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。	
一同	異議なし	

議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと思います。 署名者は①番の玉岡委員、②番の門口委員にお願いいたします。 本総会の会議は、農業委員会に関する法律第32条の規定により公開する事となっておりますのでご承知おき下さい。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号 農地法第18条第6項に規定による通知については報告案件ですので、一括して報告をお願いいたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。 総会資料1ページにあたります。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田:8筆、合計面積が10,121㎡についての通知がありましたのでご報告いたします。以上です。
議 長	説明が終わりました。ご発言ございませんか。
議 長	ご発言がないようですので、農地法第18条第6項の規定による通知については、報告のとおりご承知おき下さい。
議 長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第1号 No.1～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 総会資料2ページからです。
事務局	No.1 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は現在41aで、取得後は42aとなる予定です。農業歴は本人が25年で、常時従事者は本人となっております。 農機具は耕運機、草刈り機を所有しており、露地野菜を作付する予定です。 申請地は、譲受人の自宅の隣に位置し、従前からすでに管理をしていたことから、今後も効率的に活用できると認められます。 周辺農業に対する支障はありません。なお、申請地にかかる借受人もおりません。 続きまして、No.2 詳細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は3,467aで、取得後は3,487aとなる予定です。 譲受人は平成8年に設立された農地所有適格法人で、理事を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ、ローラーリフト等を保有されております。 作付予定は、水稻及びニンニクとなっております。 譲受人は、予野地区を中心に大規模に経営している法人でございまして、当該農地につきましても効率的に活用できると認められます。 周辺農地に対する支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人もございません。 続きまして、No.3 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は現在56aで、取得後は60aとなる予定です。 農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。 農機具は耕運機を所有し、コンバイン、田植え機はそれぞれリースをしています。 当該地につきましても、露地野菜の作付を予定しています。 譲受人と譲渡人とは親戚関係で、空き家とその周辺の畑を譲り受けるようでありまして、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人もございません。

続きまして、No.4 明細は総会資料のとおりです。
 譲受人の耕作面積は64aで、取得後は67aとなる予定です。
 本人の農作業歴は2年で、本人及び父と母が常時従事しております。
 農機具はトラクターと耕運機を所有しており、田植え機、コンバインにつきましては、営農組合との共同利用をしております。
 当該地につきましては、野菜を作付する予定です。
 申請地は、小さな畑が集合した団地で、名義がバラバラになっている状態で、隣接地を所有する譲受人が引き受けて効率的に集約化する目的でありまして、当該地につきましても効率的な活用ができると認められます。
 なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請農地にかかる借受人もございません。

続きまして、No.5、No.6 につきましては、譲受人が同一ですので併せてご説明いたします。明細は総会資料のとおりです。
 譲受人の耕作面積は76aで、No.5、No.6を合わせて取得後は83aとなる予定です。
 本人の農作業歴は10年で、本人と父と母が常時従事しております。
 農機具はトラクターと耕運機を所有し、田植え機、コンバイン等につきましては営農組合とで共同利用しています。
 申請地につきましては、野菜を作付予定です。こちらも小さな畑の集合体で、バラバラになっているものを隣接地を所有する譲受人が引き受けて集約化する目的であり、効率的な活用が認められます。
 周辺農業に対する支障はありません。なお、申請地にかかる借受人もございません。

続きまして、No.7 明細は総会資料のとおりです。
 譲受人の耕作面積は34aで、取得後は55aとなる予定です。
 農作業歴は30年で、本人が常時従事しております。
 農機具は、田植え機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台ずつ所有しており、当該地につきましては、水稻を作付する予定です。
 申請地は従前から既に譲受人によって耕作管理しており、現在も作付済みで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
 周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人もございません。

続きまして、No.8 明細は総会資料のとおりです。
 譲受人の耕作面積は55aで、取得後は56aとなる予定です。
 農作業歴は15年で、本人と妻が常時従事しております。
 農機具は、田植え機を所有しておりまして、今後はコンバインを購入予定で、更にトラクター等については、必要に応じてリースをしております。
 当該地につきましては、梅を作付する予定となっております。
 申請地は自宅の近隣にありまして、周辺でも多数耕作されていることから、効率的に当該地につきましても耕作できると認められます。
 周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人もございません。

議 長	只今の説明に関連して、古山・花垣地区、河合・丸柱地区、鞆田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	古山・花垣地区です。 6月27日に現地確認という事で行きました。 内容につきましては、事務局の説明どおりですので、特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

福地委員	<p>No.3～No.7までございます。順次説明をさせていただきたいと思います。 No.3につきましては、事務局が説明いただいたとおり、〇〇さんにつきましては、地域の違うところから通うと言いますか、今現在、まだ43歳という若さんなんですけども、頑張って農業に携わる努力をされているという事から今回、親戚にあたる〇〇さんから贈与として受けられるというところで、現地も確認いたしました先月の26日なんですけど、何ら問題はない。自宅周辺と言いますか親戚の家の周辺にある畑という事で将来の考えもあり、固まっているという話も聞かせていただいております。</p> <p>No.4、No.5、No.6につきましては、河合地区なんですけど、ここは昔、河川の護岸整備がなされていない時にその都度、河川の氾濫において、ほぼ砂地になっております。 従って、この地域については、全く稲作をするための田んぼとしての機能が無く、耕作ができないところで、従前からこうして小さく割った田んぼが今は畑になってそのままになっているのが現状です。 先ほどの事務局からの説明のとおり、バラバラになっているところを団地化したいという話がまとまり、順次団地化をされるべく、その都度、3条での申請が上がってきているというところでございます。</p> <p>最後の7番（No.7）につきましては、2～3ヶ月前にもあったんですが、従前からその土地につきましては、譲受人の方が適切なる耕作に基づいて、農業を維持されているという事から、この〇〇さんに以前から田んぼもいっしょに耕作してくれないかという話の中で、今回の提案となったものです。 従いまして、No.3～No.7につきましては、現地それぞれの関係者が確認、立会をさせていただきましたが、特段問題もなく、3条の申請という事でこの場に出させていただきますので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。 以上でございます。</p>
山本委員	<p>軀田地区です。 只今、事務局の説明がありましたとおり、特に問題はありませんので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第1号 No.1～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第1号 No.1～No.8について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.8については、原案どおり許可することに決定をいたしました
議 長	続きまして、議案第1号 No.9～No.16について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

No.9です。明細は総会資料のとおりです。
譲受人の耕作面積は現在112aで、取得後の耕作面積は121aとなり、農作業歴は本人が5年で、常時従事されています。
申請地は、沖と市部の字界にあり、休耕地になっていることから近くで耕作されている譲受人が取得の申し出を行い、申請に至ったものでございます。
農機具はトラクターを2台、田植え機、コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付される計画です。
申請地は、自宅から車で5分程度であり、近隣でも耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はありません。

No.10です。明細は総会資料のとおりです。
譲受人の耕作面積は103aで、取得後の耕作面積は105aとなり、農作業歴は本人が40年、妻が30年で常時従事されています。
申請地は、譲受人の自宅裏にあることから、売買するに至ったものです。
農機具はトラクターを1台所有しており、申請地ではじゃがいも・にんじん・キャベツ・トマトなどを作付される計画です。
申請地は、自宅に隣接しており周囲でも耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はおりません。

No.11です。明細は総会資料のとおりです。
譲受人の耕作面積は現在17aで、取得後の耕作面積は47aとなり、農作業歴は本人が30年、2人の子供が7年と10年で常時従事されています。
申請地は、譲渡人である亡き〇〇さんと譲受人である〇〇さんの共有名義となっており、譲受人が管理をしてきたところですが、
今回、譲渡人の持分を所有権移転するにあたり、相続人が15名にもおよび、登記等が困難な事から譲受人が原告となり、相続人を被告として共有物分割請求の調停を裁判所に申し立てたところ、農地法第3条の許可を得たうえで単独所有とする持分全部移転登記に関する決定を受けたことから申請されたものです。
申請地では、水稻やいも・栗などを作付する計画で、田植え機、コンバイン、トラクターなど必要な農機具は親戚から借り受ける予定です。
申請地は、自宅から車で10分以内であることから、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はおりません。

続きまして、No.12 申請内容については総会資料のとおりです。
譲受人の耕作面積は564aで、取得後の耕作面積は593aとなります。
農作業歴は本人が19年、父が39年農業に従事しております。
農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕運機をそれぞれ1台保有され、取得後は水稻を作付されます。
譲受人が遠方で農業ができず、また、申請地は自宅から車で5分程度で近隣でもあり、周辺で多数耕作されていることから、効率的に耕作されると認められます。
周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、6月26日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、併せてご報告いたします。

続きまして、No.13 申請内容については総会資料のとおりです。
譲受人の伊賀市での耕作面積がないため、7月1日の新規営農面談を行いました。
営農計画書により炊村の農地で多肉植物を栽培し、主としてネット販売することで新規就農者として認められたところでした。
譲渡人が高齢で管理ができず、今回取得に至ったものです。譲受人は38歳で農作業歴については、名張市で3年前から多肉植物を栽培していて、忙しい時期は補助として妻や妻の両親に手伝ってもらっていて、栽培にあたり将来的にもう少しスペースが欲しいという事で今回の取得となりました。
農機具は草刈り機を所有、また、軽バンも所有されており、軽バンに商品を積んで地方に出向いての販売も行っております。
申請地は自宅から車で30分程度であり、取得後も効率的に耕作されると認められます。
周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、6月26日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、併せてご報告いたします。

No.14 申請内容については総会資料のとおりです。
譲受人の現在の耕作面積は564aで、取得後の耕作面積は606aとなります。
農作業歴は本人が19年、父が39年農業に従事しております。
農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕運機をそれぞれ1台保有され、取得後は水稲を作付されます。
譲渡人が遠方で農業ができず、また、申請地は自宅から車で3分程度で近隣でもあり、周辺で多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作されると認められます。
周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、6月26日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、ご報告いたします。

No.15 申請内容については総会資料のとおりです。
譲受人の現在の耕作面積は804aで、取得後の耕作面積は914aとなります。
農作業歴は本人が34年、妻が15年、子が8年、子の妻が5年農業に従事しております。
農機具は田植え機1台、トラクター2台、コンバイン2台、耕運機1台を所有され、取得後は水稲・野菜を耕作されます。
譲渡人が遠方で農業ができず、以前から譲受人が耕作管理をしています。また、申請地は自宅から車で3分程度と近隣であり、周辺で多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。
周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、6月26日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、ご報告いたします。

	<p>No.16 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は3aで、取得後の耕作面積は7aとなります。 農作業歴は本人が3年、父が10年農業に従事しております。 農機具は耕運機1台を所有され、取得後はすいかやバナナウリを耕作されます。 譲渡人が遠方で農業ができず、以前から譲受人が耕作管理をしています。また、申請地の近隣で譲受人が営むジャムのお店があり、ジャムの材料を畑で耕作していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、6月26日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、依那古地区、柘植地区、壬生野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
藤室委員	<p>No.9 依那古地区です。 この〇〇さんという譲受人の方は以前、農業がしたいという事で倉庫や機械を一式譲り受けて農業をしたいという事で来られた方でありまして、たまたま農業委員で相談(対応)させてもらったこともありまして、私も覚えているんですが、農業に対して熱心な方でありますので、今回、農地を購入され農業を広めていくという事ですので、よろしく願いいたします。</p>
福岡委員	<p>No.10 柘植地区です。 6月30日に関係者で立会をいたしました。事務局の説明のとおり問題はありませんのでよろしくご審議願います。</p>
池町委員	<p>No.11 壬生野地区でございます。 事務局から説明がありましたように、〇〇さんが亡くなりまして、下に書いてある15名の方が相続の権利があるという事ですが、この度、裁判所の指導によりまして、3条の申請でという事ですので申請となりました。 先月27日に関係者一同立会させていただきました。申請については、何ら問題はないと思いますので、審査の方よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
西田委員	<p>No.11ですけど、〇〇さんと〇〇さんの共有で持っている土地という事ですか？。 〇〇さんが亡くなって、それを〇〇さんが譲り受けるという事？ 〇〇さんと〇〇さんは親族関係ではないの？</p>
池町委員	<p>〇〇さんは〇〇さんの養子に入っています。</p>

事務局	<p>少し簡単に説明させていただきますと、〇〇さんと〇〇さんについては、農地以外にも宅地・雑種地・山林と全部で23筆ありまして、全てが共有名義になっております。</p> <p>ただ、〇〇さんと〇〇さんについては、相続人の関係にあたらぬという形になっておりますので、今回すべてを含めて共有名義になっているものを単独名義に変更しようとしたところ、相続人の方が15名いることが判明し、なかなか相続登記等の手続きが困難なことから、裁判所の共有名義の分割請求の決定を受けて単独の所有名義に変えるというもので、農地以外の18筆については、相続を代理登記されたうえで、単独所有(所有権自体は移転しているものの)の農地につきましては、その決定内容に3条の許可を受けたうえで単独所有とすることの決定となっているため、3条の許可が下りましたら、その許可を基に相続の代理登記ができるという事になりますので、代理登記がされた後、単独所有権移転に変わるという流れになっています。</p>
西田委員	相続？
事務局	<p>〇〇さんと〇〇さんは相続人の関係にあたらぬので、一旦、〇〇さんから15名の方に本来ならば相続によって所有権移転してあれば、相続人(15名)の方から〇〇さんへ通常の3条の所有権移転ができたが、相続登記されていなかった事から、段階踏まないで次の手続きに進むことができない事となった。</p> <p>現在、相続人にあたる方が15名いるんですが、元々9名の相続人であったが、その内4名しか生存されておらず、他の方は既に亡くなられており、手続きを進めるにあたっては、世代を下げた事により15名の相続人となった。</p> <p>そのため、相続登記の手続きに困難が生じたことにより、司法書士や弁護士が介入され、裁判所の決定を受けて、相続登記の代理登記ができる段階(手順)を踏んで単独の所有権移転へと移行する流れになっております。</p>
西田委員	相続登記の代理登記というのが判らないないんですが・・・
事務局	<p>代わりに登記を相続されるという事です。</p> <p>裁判所の決定がありますので、3条の許可が出たら裁判所の決定を基に、〇〇さんから15名の相続人の方へ一旦、相続をしたという事で所有権を移転した後に〇〇さんの方に持分の所有権の移転をするという手続きが可能となる事です。</p>
議長	他にありませんか？
西田委員	もう1点、No.13で多肉植物の栽培となっていますが、多肉植物ってどんなもの？
森下委員	ミニサボテン、アロエとかあのような葉っぱの厚いものです。
西田委員	それは、食べられるの？
森下委員	今、ブームで小さい鉢にサボテンとか植えてあって、部屋に置くのが流行っているもので、観賞用のものです。
西田委員	観賞用？ 食用にはならないの？
会長	アロエはなるかもわからへんけど、観賞用の物と聞いてます。

議 長	そういう事で、議案第1号 No.9～No.16について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第1号 No.9～No.16について、原案どおり許可することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	全員挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.9～No.16については、原案どおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第1号 No.17～No.19について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>No.17 申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は80aで、取得後は108aとなります。 農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。 譲受人の住民票は大阪市にありますが、申請地から1分のところに居宅と農舎を所有されており、週末等に伊賀市へ帰省し、これまでも農業に従事してきたことから、申請に至ったものです。 農機具は、トラクター、田植え機、コンバインを各1台所有していて、申請地においては、水稻を作付する予定です。 また、申請地のすぐ近くに居宅と農舎があることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>No.18 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は35aで、取得後の耕作面積は54aとなります。 この方の取得後の面積は54aという事で、耕作面積については、親子間の贈与であるため、面積に変更はありません。 農作業歴は本人が30年従事されており、農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックをそれぞれ1台所有されており、水稻を作付されています。 今回の申請につきましては、一世帯間(親から子へ)の贈与であることから効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p> <p>No.19 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は無く、取得地が農用地を含むため、先月、新規営農面談を行い、6月総会に上程した案件で、譲渡人から追加の要望を受け、今回、総会議案に上程することとなった案件です。 譲受人の耕作面積については、前回の総会での取得面積58aで、今回取得後の面積は59aとなる予定です。 また、今回の申請があった畑については、前回の総会議案で説明した同様、本人と同居人が無農薬での野菜づくりを実施して予定です。 農機具につきましては、畑用の小型耕運機を前所有者から譲り受けて使用することになっており、今回の申請につきましては、移住後の住居から徒歩3分程度のところに位置していることから、効率的に活用できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>

議 長	只今の説明に関連して、長田地区、中瀬地区、阿保地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
門口委員	No.17 長田地区です。 7月2日に現地立会を行いました。 事務局の説明のとおり〇〇さんは兼業農家であり、週末(土日)に通われて農地を管理されているとの事を確認させていただいています。 何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
西田委員	No.18 中瀬です。 事務局の説明のとおり親子での生前贈与という件でございます。 問題はないと思います。
折戸委員	No.19 阿保地区です。 6月26日に関係者で現地立会を行いました。先ほど事務局から説明のあったとおり別に問題はないと思われま。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号 No.17～No.19について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第1号 No.17～No.19について、原案どおり許可することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.17～No.19については、原案どおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第2号No.1～No.4について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 総会資料5ページにあたります。
事務局	No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、石川の既存集落内の土地にあたりまして、第2種農地に該当します。 施設の概要は、申請人が昭和48年ごろ子供部屋を増築し、現在まで利用されてきたもので、始末書が添付されております。 自身の自宅の裏にあります小さな畑がありまして、他に適した土地もなく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 子供部屋には、取水・汚水は無く雨水につきましては、宅地内の既設水路を經由し、南側の道路側溝に放流されております。 現状のままでの利用のため、新たな資金は発生いたしません。隣接する土地所有者には内容を説明済みで、周辺農地に対しても支障はありません。

	<p>No.2です。明細は総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道依那古駅から南へ500mほどに位置し、国道422号線沿いにあり、第2種農地に該当します。 申請地104番と105番につきましては、昭和の頃より居宅2棟と物置1棟、駐車場1台分の住宅敷地として利用していた事から、現状に合うように是正するため、顛末書を添付しての申請となっております。 また、104番の1につきましては、新たに駐車場を設置して他の2筆と共に住宅敷地として一体で利用したいとの事から申請されたもので、今回の転用はやむを得ないと判断します。 駐車場設置にかかる工事期間は、許可日から令和7年9月30日までとなっております、土地造成は整地のみでの計画です。住宅敷地の取水は南側道路埋設水道管より引き込み済みで、汚水は汲み取り、雨水は既設排水路へ放流します。 また、資金計画については、預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認してあります。 隣接する土地所有者には申請内容を確認済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>No.3 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、名阪国道下柘植ICから南東へ800mほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請地は、平成4年から住宅への進入路及び駐車スペースとして利用していたところ、農地の一部であることが判明したことから、現状に合うように是正するため、分筆登記をしたうえで、始末書を添付しての申請となっております。 農地に戻すことも困難であるため、今回の転用はやむを得ないと判断します。 取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。また、現状のまま利用する事から、新たな資金は発生しません。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>No.4 詳細については議案書のとおりです。 申請地につきましては、三重県伊賀庁舎の南側の東の端で県庁舎の敷地に接している農地で第3種農地に該当します。 申請地につきましては、今回、周辺農地を耕作するにあたって、管理のための駐車場及び農業用資材や機材の積降場として利用することが必要となりまして、今回の転用はやむを得ないと考えられます。 計画概要といたしましては、工期は令和7年8月1日から9月30日までとし、土地造成につきましては、整地のみで取水・汚水は無く、雨水のみで地下浸透及び既設水路に放流します。 また、工事にかかる資金計画につきましては、資金が証明できる書類も添付されており、必要な資金も確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者及び関係機関につきましては、申請内容を説明済みで、周辺農地への影響はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の説明に関連して、河合地区、依那古地区、西柘植地区、久米地区の担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
<p>福地委員</p>	<p>No.1 河合地区です。 先月26日に関係者で現地立会を行い確認をさせていただきました。 事務局から説明をいただいたとおりでございます。 何ら問題はないと判断しましたので、皆さんの審査をよろしくをお願いいたします。</p>

藤室委員	No.2 依那古地区です。 昭和55年となっていますが、これ、建て替えておる訳でして、まあ、この時点で本来ならば変更をするべきだったと思うが、遅がけですけども、今回の審議よろしく願いいたします。
田中委員	No.3 西柘植地区です。 先月27日に関係者一同が現地確認をしました。半年前に申請した方ですけども、道路から宅地への進入路として、登記上の農地の4条申請となりましたので、よろしく願いいたします。
玉岡委員	No.4 久米地区です。 7月1日に関係者一同現地確認を行いました。先ほど事務局からの説明のとおりで、〇〇さんが〇〇さんの農地(田畑)を四十九の各所で購入されました。そういった農作業についての資材又は機材の積降場として使用されるという事ですので、よろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.2なんですけど、この方、住所が滋賀県湖南市で依那古に住宅があって利用されるの？ 住宅が2つあるという事？
藤室委員	そういう事です。
西田委員	2軒も持ってるの？
藤室委員	まあ、2軒持っているのですが、1軒を処分したいとの思いです。 滋賀県で今住んでいる家と依那古には親の家があって、親が亡くなって自分は帰来することはないため、処分したいが農地だから処分できないとの事で顛末書を添付しての申請となっている。 そうでもしないと処分できないから……
議 長	他にございませんか？
西田委員	No.4なんですけど、3種農地と言われたけど、用途の決まっているという意味ですか。 3種の意味は？
事務局	用途地域じゃないんですけども、規定で言う官公庁の施設から300m以内に存在する農地というのは3種農地に該当することとなっているので、県庁舎の敷地の横に接しているため、3種農地に該当するという事です。
西田委員	基盤整備はされていないの？
事務局	されてはいません。
議 長	他にございませんか。 ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号 No.1～No.4について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	挙手

議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 No.1～No.4については、原案どおり許可相当とすると決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第3号 No.1～No.2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書6ページをご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
事務局	<p>No.1です。明細は総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、伊賀神戸駅より北東へ200mほどに位置し、第2種農地に該当します。</p> <p>申請法人は、平成13年5月に設立され、太陽光発電システムの研究・開発・製造及び販売・発電事業・小売電気事業等を営んでいます。</p> <p>申請地は休耕となっており、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ、了承したことから申請されたものです。</p> <p>工事計画は、令和7年12月1日から令和8年2月28日までの計画で、太陽光パネルを1,072枚設置します。土地造成は整地のみで、畦畔は現状のまま維持し、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既設排水路へ放流にて処理をします。</p> <p>資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、本申請は再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、譲受人が経済産業省で小売電気事業登録を受けていることを確認しています。</p> <p>また、伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく事前協議もなされており、隣接する農地所有者及び地元地区、水利関係者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>

	<p>続きまして、No.2 申請内容については、総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、城東中学校から南へ約800mに位置する農用地域内農地です。</p> <p>申請法人の株式会社〇〇は、昭和62年に設立された法人で、伊賀地域を中心に土木業・建築業を行う一方、令和2年3月に県内において砂利採取業の登録を受け、令和4年度から砂利採取業を行っております。</p> <p>採取計画によりますと、公募面積10,330㎡ 掘削面積9,504㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、41,991㎡の砂利を採取する計画です。</p> <p>また、採取した砂利の搬出及び山土などの搬入を行うための進入路を整備するため、申請面積283.2㎡の道路に盛土し、鉄板を敷き整備する計画です。</p> <p>採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後、東条にある〇〇株式会社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.6m、脱水ケーキを1.0m、山土を3.4m充てる計画となっています。山土については、榎山にある自社所有の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済み済み、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。</p> <p>事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。</p> <p>採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と株式会社〇〇が共同責任を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に還元されるものと考えます。一時転用の期間が3年間で1年を超える期間での申請であることから、営農誓約書の写しが提出されています。</p> <p>また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、神戸地区、府中地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
松永委員	<p>No.1 神戸地区です。</p> <p>太陽光発電の設置という事で、この田んぼは私の家から100mほどで、私は水利組合でも立会をさせていただいたし、住民でもありますので・・・ この田は数年前まで農地として利用していましたが、減反政策で休耕となっている土地ですが、畦畔もきちんと確保されていますし、用排水路も整備されています。そういう事で畦畔を残していただいて、整地のみとして地下浸透と一時水が溜まっても排水で処理すると・・・ 住民が下におりますので、鉄砲水だけは怖いのでそれだけ注意していただきたいとの事で伝えておきました。水路面では、下で田んぼを作っているんですが何ら問題はないと判断しましたし、太陽法発電施設の向きですが、あまり影響はないと思われるが、住民の家に当たらない事などを検討してもらおうといういろいろと要望を出しました。</p> <p>住民の方にも了解をいただきましたので、6月27日に立会を行いました。6月21日に1回目の住民の立会でしたが、私は法事で行けなかったんですが、そういう事で順調に行っていると理解しておりますので、ご審議願いたいと思います。</p>
高田委員	<p>No.2 府中地区です。</p> <p>7月3日に現地立会を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題はないと思います。〇〇さんも当地区で砂利採取を何カ所もやっていますので、問題はないと思いますので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>

西田委員	No.2ですけど、詳しく場所を教えてくださいませんか。
事務局	城東中学校から南へ800mぐらいで、アピタの東500mぐらいのところですよ。
西田委員	羽根に行く道沿いのところなの？前からやっているところ？前、鉛が検出されたところ？
事務局	そうです。同じ地区内です。
西田委員	羽根へ行く道の北側の圃場なの？〇〇さんが持っている田んぼですよ。
事務局	そうです。
西田委員	進入路はどこから入るの？搬出のルートは？
事務局	川沿いから出入りするルートです。
西田委員	地元への同意は取ってあると言われるが、どんな人から同意をもらっているの？
事務局	地元水利関係者と地元区長です。
西田委員	周辺農業者へも取っているの？
事務局	周辺農業者への同意も取ってあります。
西田委員	すべて？ もれなく？
事務局	いいえ、隣接する農地の方だけです。
西田委員	隣接するすべての農業者の方に取ってあるの？
事務局	隣接する農業者への同意は口答で説明。同意は得ていると聞いている。
西田委員	口答で同意を得ている・・・ 土地改良区とは協議してあるの？
事務局	この地区は土地改良区は該当しませんので・・・
西田委員	なんで、該当しないの あそこは上野土地改良区の区域ですよ。まだ、下流に服部地区で水を利用している圃場があるんですけど・・・ なんで土地改良区は該当しないの？まして、3年間事業を実施するというのでしょ。そこは用水が流れているはず。

事務局	水利組合はあるが、土地改良区の記載はない
西田委員	地元の水利組合ということ？
事務局	地元水利組合には同意を得ております。 地元の区と水利組合には印鑑をいただいて同意を得ております。 土地改良区は該当するか確認します。
西田委員	チェックシートに書いてなかったのかな？ ないんですか？ 地元の水利組合と話ができているのならもういいです。
議長	他にございませんか。 ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号 No.1～No.2について、一括して採決することに対してご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号 No.1～No.2について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 No.1～No.2については、原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。
議長	続きまして、議案第3号 No.3～No.5について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>No.3 申請内容については、総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀市役所大山田支所から北西へ約120mほどに位置する土地で、第2種農地と判断します。 隣地の宅地も取得し社宅として利用予定で、その駐車場として利用することから今回の転用はやむを得ないと判断します。 申請地は昭和52年から駐車場敷地として利用していることから、顛末書を添付させての申請です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、6月26日の現地立会時に問題ないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。</p>

	<p>No.4 申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、JR伊賀上野駅から南に250m、三田地区の「とろろ庵」の北30mほどの土地で、第3種農地と判断します。 譲受人の〇〇合同会社は、令和元年9月9日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。 施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。 土地造成は整地のみ、設置後は人為的に草刈りを実施します。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。また、周囲にフェンスを設置し、太陽光パネルを170枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設となっております。 工事期間は許可日から令和7年11月末日までの計画です。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>No.5 詳細については、議案書のとおりです。 申請地につきましては、三重県伊賀庁舎の公用車駐車場の北側に設置していきまして、第3種農地に該当します。 申請の概要につきましては、自身が経営される造園業の造園資材の置場として利用する計画で、宅地に囲まれた狭小な畑で長年耕作もされていないことから今回の転用はやむを得ないと考えられます。 工期については、許可日から9月30日までで、土地造成は整地のみで取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び集水桝より既設水路へ放流します。 資金計画については、農地転用に必要な資金に関する融資の証明書の提出もされており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、隣接する土地関係者及び関係機関には申請内容を説明済みであり、周辺農地への影響はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、三田地区、久米地区の担当委員の方から現地立会の結果及び補足説明お願いいたします。</p>
森田委員	<p>No.4 三田地区です。 7月2日に現地立会を行いました。この団地ずっと毎月と言っていいほどソーラーになる田んぼが出てきて、ここもそのようになってしまう所なんですけども、フェンスで囲われるという事ですが、この団地、今までフェンスで囲むところはなかったもので、譲受人(ソーラーの会社)によってやり方が違うんだなと思いました。 近隣の田んぼへの影響はないと思います。審議の方よろしくお願いいたします。</p>
玉岡委員	<p>No.5 久米地区です。 7月1日に関係者一同で現地確認を行いました。先ほどの事務局からの説明のとおりで、緑ヶ丘の〇〇さん、造園業の碎石とか砂とか2次製品の資材置場ですが、今回、三重県伊賀庁舎の北側という事で、その辺は住宅地に囲まれた土地で周辺農地への影響は及ばさない土地ばかりですので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号 No.3～No.5について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>

議 長	議案第3号 No.3～No.5について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 No.3～No.5については、原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題といたします。
議 長	議案第4号 No.1～No.5について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第4号 「非農地証明下付願」について説明します。 総会資料8ページをご覧ください。
事務局	<p>No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、古山地区市民センターの東1.3kmほどの山の中にある農地で、第2種農地に該当します。 当該農地は、50年ほど前に植林し、現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。</p> <p>続きまして、No.2 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、花垣地区市民センターの南東500mほどに位置する山林の中の川沿いの土地で、第2種農地に該当します。 当該農地は、平成13年以前に植林し、現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。</p> <p>No.3 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、花垣地区市民センターの北400mほどに位置する山林の一角で、第2種農地に該当します。 当該農地は、平成12年以前に植林し、現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。</p> <p>No.4 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、花垣地区市民センターの北200mほどに位置し、No.3と同じ山林の中の一角で、第2種農地に該当します。 当該農地は、昭和60年以前に植林し、現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。</p> <p>No.5 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、馬田の集落内にある申請人の居宅（現在は、空き家ですが）の裏山の一部で、第2種農地に該当します。 当該農地は、平成7年以前に植林し、現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。</p>
議 長	只今の説明に関連して、古山・花垣地区、河合地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

中原委員	<p>No.1 古山地区です。 これ、現地確認に行きましたんですけど、面積的に5反以上とかなりの面積がありますが、本人も現地立会に来ていただきましたが、50年ほど前に植林したという事で、これから畑に戻すことはできるかという事ですが、できない(不可能)と思われま</p> <p>No.2 花垣地区(予野)なんですけど、これも、現在、水田のある一帯で、川を挟んだ旧田ということで山林になっているのが現状です。</p> <p>No.3、No.4は同じような場所なんですけども、確認には行きましたが既に山林化しており、現地にたどり着くのが難しい状況であり、山林化になっているので、非農地で致し方ないと思われま</p>
福地委員	<p>No.5 河合地区です。 6月26日に現地確認をいたしました。現地は事務局から説明をしていただいたとおり、2階建ての大屋根の高さまで上がるような場所に位置しておりまして、面積も400㎡余りという事で、極めて狭小なんですけど、ここに住んでおられた方もその高さまで15mないし20mまで上がって、農作業をするための道具であったりという事について、ちょっと無理になってきたということで、30年近く前ですが植林したという過去の経緯がございまして、今回、非農地証明という事で申請を上げさせていただきました。 現地確認のうえ、何ら問題はないと判断をいたしましたので、皆さんの審査をよろしくお願いいたします。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第4号 No.1～No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」 No.1～No.5については、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議長	続きまして、議案第4号 No.6～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>No.6 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、名阪国道下柘植ICから南東へ800mほどに位置し、第2種農地に該当します。 当該地は、平成元年に倉庫を建築し、平成3年には増築がなされ、申請には建築年が確認できる証明資料が添付されております。 また、現地調査でも宅地として利用されていることを確認しており、農地に戻すことは困難で、周囲に影響はない事から非農地として問題はないと判断いたします。</p>

	<p>No.7 申請内容については、総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀市役所大山田支所から北西へ約200mに位置する土地で、第2種農地と判断します。 当該農地は、固定資産税課税証明書から昭和63年に居宅が建築されたことを確認しており、また、現地立会により当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断いたします。</p> <p>本日、地元農業委員さんは欠席されておりますが、6月26日の現地立会時に問題はないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。</p> <p>No.8 詳細につきましては、議案書のとおりです。 申請地は、高尾字床並集落地内の土地で、願出人が所有する家とその前に位置し、道路・宅地に囲まれた基盤整備されていない10a未満の狭小な農地であり、いずれの農地区分の要件に該当しないことから第2種農地に該当します。 当該地につきましては、建物の登記から大正時代に建てられた家であることが確認でき、また、家の前にある農地については、30年以上前に植林され、木の太さ等から20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断いたします。</p>
議 長	只今の説明に関連して、西柘植地区、種生地区の担当委員の方から現地確認の結果及び補足説明をお願いいたします。
田中委員	No.6 西柘植地区です。 先ほど4条で申請を出された方ですけど、倉庫が建築されて現在、宅地内に建っているという事で、非農地証明となりました。 6月27日に関係者で現地立会しております。審議の方よろしくをお願いいたします。
喜多委員	No.8 種生地区です。 6月26日に関係者で現地確認をいたしました。内容につきましては、只今、事務局さんから説明があったとおりですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決いたします。 議案第4号 No.6～No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一 同	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」No.6～No.8については、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼します。 初めに、新規の方がおりましたので、先に説明させていただきます。

	<p>総会資料の21ページをご覧ください。整理番号79番です。</p> <p>権利の移転を受ける松塚 佳也さんは、耕作面積は無く、農用地が含まれていることから7月1日に新規営農面接審査を行ないましたので、その概要について説明させていただきます。</p> <p>松塚さんは、市部営農組合より人手不足のため手伝いに来てほしいとの声がかかったことから、平成29年にオペレート部会に加入し、休日を中心に稲や麦の植え付け、刈取り等にオペレーターとしてこれまで従事してきたとの事です。</p> <p>また、昨年より圃場の草刈りや水の管理などを担う事になり、定年退職を機会に地域の農業へ軸足を移していくことになった事から、今回申請されたものです。</p> <p>必要な農機具につきましては、市部営農組合より借りて申請地では水稻を耕作される計画で、新規営農面接審査において農業従事者として認められたところ です。</p> <p>また、申請地は自宅の隣にあり、今後も市部営農組合に教えてもらいながら農業に従事していく事から、周辺地域の農業に対して支障はなく、いずれの対象農地も効率的に作業していくことが認められます。</p>
事務局	<p>総会資料10ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号「農用地利用集積等促進計画について」ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。</p> <p>利用権設定された土地が新規設定6件で、田が16筆、畑が7筆、計画面積が合計20,460㎡です。</p> <p>詳しくは利用権が設定された土地につきましては、議案書をご覧ください。</p> <p>議案書12ページ 花垣地区 整理番号71番 1件 筆数:1筆 面積:745㎡</p> <p>議案書13ページ 丸柱地区 整理番号72番 1件 筆数:14筆 面積:9,648㎡</p> <p>議案書14ページ 花垣地区 整理番号73番 1件 筆数:1筆 面積:2,800㎡</p> <p>議案書15ページ 友生地区 整理番号74番～75番 2件 筆数:3筆 面積:4,371㎡</p> <p>議案書17ページ 島ヶ原地区 整理番号76番 1件 筆数:4筆 面積:2,904㎡</p>
事務局	<p>続きまして、権利移転された農地につきましては、議案書19～20ページをご覧ください。</p> <p>友生地区 整理番号77番～78番 2件 筆数:6筆 面積:7,662㎡</p> <p>議案書21ページ 依那古地区 整理番号79番 1件 筆数:4筆 面積:2,953㎡</p>
事務局	<p>以上の農用地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において、備えるべき要件である耕作の事業に供するべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理機構管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。</p> <p>以上が農地利用集積計画の説明になります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>

西田委員	利用権の権利を受ける者と権利の移転を受ける者 権利の移転ってどういう事なの？ どんな権利なの？
事務局	権利の移転というのは、耕作される方を替えるという意味です。 今まで、Aさんが受けていたが、今回、Bさんが受けることになるという事です。
西田委員	利用権の場合は？
事務局	利用権の場合は、貸し手さんと借り手さんの設定で、移転というのは、借り手さんが変更にとり、貸し手さんは変わらないという事です。
西田委員	これはなんで必要なの？ 利用権設定で借り手を替えるだけでいいのでは？
事務局	以前、そういう場合は、一旦、解約をいただいてもう1回やり直しという事をしていたが、そもそも、こういう制度がありまして、前の契約をそのまま継続して次の方に移すというやり方があると理解ください。
西田委員	今までからあったの？
事務局	今まで正直していなかった。 先ほども言ったとおり、一旦切ってもらってやり直しという方法をとっていたんですが…
西田委員	貸し手も入れてもう1回やり直しという事でいいの？
事務局	そうです。 AさんからBさんに貸していたのをCさんに替える場合は、一旦、AさんBさんを解約してAさんCさんでやり直すという事を今までしていたんですけど…
西田委員	この権利の移転については、貸し手は全然ノータッチでという事ですか？ 貸し手は、口頭で承諾するだけで、書面は交わさないという事？
事務局	貸し手さんは当然承諾のうえで、耕作者を替えるという事です。 当初の契約の期間であったり、小作料であったり条件はそのままに耕作者を移動するという事です。
西田委員	期間も？
事務局	期間もそのままなので、当初の契約期間そのままです。 なので、残存期間になっています。ちょっと中途半端な期間になっていると思います。
西田委員	当初の10年の残存期間という事？
事務局	当初の10年の契約があって、4年目に切り替えたら残存は6年ですので、契約も6年になっています。
西田委員	これ、今回が初めてなの？
事務局	いいえ、前回もありました。 4月の制度変更になってからこちらを利用するようになりました。 今までは市の利用集積計画事業だったんですけど、中間管理機構を通しての農地バンクが1本化になり、中間管理事業という1本化の事業となったもので、制度が変更となりました。その事により、これは県の計画となりますので、制度に乗ってきっちりとしている。

西田委員	この方がスムーズに行くのかな？
事務局	一旦解約してやり直しということになると、解約という手間や書類作成が増えることになるだけなので・・・
西田委員	残存期間だけというのなら・・・
事務局	期間はそのままというのが前提の話なので、それが嫌だと言うのであれば一旦解約をしてやり直す事になりますけども・・・ それでよろしければこういう制度を利用させていただくこととなります。
議長	他にございませんか。ないようですので質疑を終了し、採決いたします。 議案第5号について、計画案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画について」は計画案のとおり意見の決定をすることといたします。
議長	続きまして、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。
会長	先般、比自岐地区の農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、比自岐地区住民自治協議会より選任された推薦書が提出され、7月1日に開催しました伊賀市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会により、候補者が決定いたしましたので、事務局長より委嘱について説明をお願いいたします。
事務局長	<p>議案書の22ページをご覧ください。 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを説明いたします。 まず初めに、議案の提案に至った経緯を説明させていただきます。 比自岐地区の推進委員である比自岐の〇〇さんが6月11日にお亡くなりになったという連絡が翌日の12日に比自岐地区市民センターからございました。 〇〇さんについては、比自岐地区の推進委員として、3期目の任期中でございまして、農事組合法人〇〇の代表理事でもございまして、比自岐地区の集落営農の中心的な役割を果たされてきた方でございました。 この場をお借りしてですが、〇〇さんのご冥福をお祈り申し上げたいと思います。</p> <p>議案書の3のところに根拠法として記載されておりますとおり、伊賀市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第10条に「会長は、推進委員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員となる推進委員の補充に努めなければならない」というふうに規定されていまして、任期満了まで約1年ある中で、欠員のままでは農業委員会の運営に支障をきたす恐れがあるという事から、会長の命を受け、早速、委員補充の手続きを開始しました。</p> <p>6月17日に比自岐地区住民自治協議会に推進委員候補者の推薦依頼を行い、6月19日に推薦書が提出され、伊賀市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第8条に基づき、伊賀市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を先ほども会長から説明があったとおり、7月1日に開催し、推進委員に適した方であるという結論に至りまして、候補者として決定されたところでございます。</p> <p>伊賀市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第9条では、「推進委員候補者を決定したときは、農業委員会総会の同意を得たうえで推進委員を委嘱するものとする」と規定されていまして、今回、議案として上げさせていただきました。</p>

	<p>それでは、別紙の伊賀市農地利用最適化推進委員候補者名簿というA3を折りたたんである資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、左端からいきますと、No.なんですけど、農業委員の皆様には議席番号というのがございまして、皆さんには番号が付いているんですけども推進委員さんの場合はございませんもので、この欄は空白となっております。</p> <p>地区については、比自岐地区 氏名は、〇〇さんでございます。</p> <p>住所は、伊賀市比自岐〇〇番地で、〇〇さんにつきましては、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれの〇〇歳の男性となっております。職業は農業で、経歴をご覧くださいますと元〇〇の職員でございました。</p> <p>あとは、元〇〇でございまして、令和5年の改選時に〇〇さんを推薦したときの〇〇会長さんでございました。</p> <p>現在では、〇〇地区営農組合会長、農事組合法人〇〇の理事さんでございます。</p> <p>「営農状況」及び「認定農業者等」は、〇〇の内容を記載しており、「営農内容」については、水稻・麦・大豆・なたね等でございます。耕作面積は、〇〇aで認定農業者の登録をされております。</p> <p>推薦団体は、比自岐地区住民自治協議会で推薦理由としましては、〇〇職員として長年従事され、近年は地区営農協議会長並びに〇〇理事として、地域農業の状況に大変詳しく、見識にも深く、地域において信頼も厚い方とのことでございます。</p> <p>比自岐地区におかれましては、お亡くなりになった〇〇さんと共に集落営農の中核を担う方だと伺っております。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	説明が終わりました。只今の説明について、何かご意見はございませんか。
会長	元〇〇の職員であって、私もよく存じ上げております方で、一生懸命やっておられる方でございまして、ふさわしい方だと思います。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」同意される方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」伊賀市農業委員会は同意することに決定いたしました。
議長	この後、事務手続きを行い、8月1日に委嘱状を交付する予定となっております。
議長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。その他についてお願いいたします。
事務局長	すいません。事項書をご覧くださいましたら、その他の項といたしまして、連絡事項等3点ございますので、もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。

	<p>まずは、前回の時にもご質問という形で言っていましたけれども、年次総会の日程でございます。</p> <p>ここに書いてありますように、来月、8月8日の13時30分から年次総会を開催しまして、終了後に月次総会という事をお願いいたしたいと思うんですけども、場所については、ここ(501会議室)この会議室になります。</p> <p>それで、年次総会のご来賓の方にお声をかけさせていただいております、ご来賓の1人目が伊賀市長 稲森 稔尚様、伊賀市議会議長の赤堀 久実様、三重県伊賀農林事務所長の行方 典子様、伊賀市議会産業建設常任委員長の山下 典子様の4名を来賓としております。</p> <p>祝辞につきましては、市長・議長・農林事務所長の3名の方をお願いしております。</p> <p>また、前回の総会時に8月8日を予定していますと言わせていただいたところ、その日は施餓鬼のため無理という声がちらほら聞こえてきましたので、過半数は切ることはないと思いますが、ちょっと念のため数を読ませていただきたいと思いますと思ってまして、現時点で8月8日は欠席ですという方の挙手をお願いします。</p>
委員	挙手(2名) ○○委員・○○委員
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、8月8日の総会に出席いただける方はよろしく願いいたします。</p>
	<p>続いて、2点目なんですけども、農地利用状況調査(通称:農地パトロール)と言っているものなんですけど、これについて、毎年の調査期間といたしましては、3ヶ月を設けているんですけども、今回は2ヶ月という事で10月～11月を予定しております。</p> <p>説明会については、まだ稲刈り中という方もおられるかもわからないんですけど、9月末ごろ予定しておりますので、また、日程が決まりましたら改めて通知をさせていただきたいと思っております。</p> <p>最後に3点目でございます。</p> <p>もう事あるごとに、熱中症……という事で、報道でも毎日のように熱中症で病院に運ばれた数何名という事を報じられていますけど、本当に昔とは気候がだいぶ変わってきているので、危険な暑さとなりましたら県の方で熱中症警戒アラートというのが発令されます。この別紙の資料のところにも警戒アラートの発令文ということで、熱中症予防のための行動というのが記載されておりますので、これを忠実に守っていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>それともうひとつの資料でカラー刷りのものですが、市の健康推進課の方で熱中症予防の声かけプロジェクトという事を皆さんに周知していただきたいと思いますので、今回配布させていただきました。</p> <p>また、国の各庁で熱中症対策という事を言われているんですけども、農林水産省の方でも高温下での長時間の作業は避けなさい。！避けてください。！と、こまめに休憩を取って水分、塩分補給はこまめにしてくださいとか、基本的なところでは、無理をしない頑張り過ぎないという事を言われておりますので、基本的なところでは、なるべく単独作業は避けるという事を守っていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>まだまだ暑い日が9月いっぱい、10月に入っても昨年は暑かったなあの記憶があるんですけど、対策をしっかりと行っていただきまして、体調管理には十分にお気をつけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からその他の項といたしましては以上なんですけども、先ほどの議案第6号の推進委員の委嘱についての資料といたしまして(A3の資料)ですが、個人情報満載ですので、これについては回収させていただきますので、この候補者名簿だけ机の上に置いたままでお帰りいただきたいと思いますと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	これについて、質問等がございますか。 ないみたいですね。
会長	みなさん、今年の稲刈りはどのくらいの時期になりそうですか。？
委員	盆過ぎかな？ もう少し早くなるかも？と思いますが・・・
議長	暑い時期が続きますので、熱中症等に気をつけていただき、がんばっていただきたいと思っています。
議長	次回の総会は先ほどもありましたように、8月8日(金)年次総会・月次総会ですので、よろしくお願いたします。 以上をもちまして伊賀市農業委員会第25回月次総会を閉じたいと思います。 ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 7年 8月 8日

会長

坂本 榮二

Ⓜ

議事録署名者

玉岡 則生

Ⓜ

議事録署名者

門口 哲

Ⓜ